

吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第 791 条及び第 801 条並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2021 年 7 月 1 日

株式会社ブシロード

事後開示書面

株式会社ブシロードクリエイティブ（本店：東京都中野区中央一丁目38番1号、以下「承継会社」といいます。）及び株式会社ブシロード（本店：東京都中野区中央一丁目38番1号、以下「分割会社」といいます。）は、令和3年5月10日付吸収分割契約（以下「本件契約」といいます。）に基づき、令和3年7月1日をもって、分割会社のMD・EC事業（以下「分割事業」といいます。）に関する権利義務を承継会社が承継する吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。したがって、ここに会社法第791条及び第801条並びに会社法施行規則第189条の規定に従い、以下の事項を記載した書面を備え置きます。

1. 本件分割が効力を生じた日

令和3年7月1日

2. 分割会社における会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

分割会社は、会社法第784条第2項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに本件分割を実施したため、会社法第785条第1項第2号に該当し、反対株主の株式買取請求権は生じません。

(2) 新株予約権買取請求（会社法第787条）

分割会社は、会社法第787条第3項第2号に定める新株予約権を発行していないため、同条の規定する手続は行っておりません。

(3) 債権者の異議（会社法第789条）

分割会社は、本件契約により承継させる債務の全部につき重疊的債務引受を行うことから、分割会社の債務者が不利益を受けることはないため、会社法第789条の規定する手続は行っておりません。

3. 承継会社における第797条及び第799条の規定による手続の経過

(1) 反対株主の株式買取請求（会社法第797条）

承継会社は、分割会社の完全子会社のため、会社法第797条第3の規定する手続は行っておりません。

(2) 債権者の異議（会社法第799条）

承継会社は、会社法第799条の規定に従い、令和3年5月25日、債権者に対し公告を実施し、同日付で知れたる債権者へ個別の催告をいたしました。所定の期間内に異議を述べた債権者は1名もありませんでした。

4. 本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、令和3年7月1日をもって、本件契約の定めに従い、分割事業に関する資産、負債、その他の権利義務を分割会社から承継いたしました。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日

令和3年7月1日

6. その他本件分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上